

「新成人の皆さんへ」
20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

▼国民年金のポイント
○将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金（病気やケガで障害が残ったとき受け取れる年金）や遺族年金（家族の働き手が亡くなったときなどに受け取れる年金）もあります。

▼学生納付特例制度と若年者納付猶予制度

○学生納付特例制度
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

○若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

岡広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課保険年金グループ ☎820・5604

「国民健康保険高額療養費」の申請と確定申告について

国民健康保険高額療養費の申請には、医療機関などの領収書の原本が必要ですが、そのため、高額療養費の申請は、確定申告（医療費控除）などで領収書を提出される前に行ってください。

なお、平成27年11月受診分が高額療養費の対象になっている人には平成28年1月下旬、平成27年12月受診分が高額療養費の対象になっている人には平成28年2月下旬に、高額療養費についてのお知らせをお送りする予定です。

岡住民課保険年金グループ ☎820・5604



人権の花運動



平成27年11月25・26日の二日間、町内の小学校四校で人権の花運動を行いました。人権擁護委員の啓発活動として毎年小学2年生と特別支援学級の児童にヒヤシンスの球根を一つずつ贈り、みんなで協力し育てることによって命の尊さ、協力、感謝することの大切さを学ぶとともにやさしい思いやりの心を体得させ人権思想を育むために行っています。（民生課）



第一小学校の児童代表へ人権の花（ヒヤシンスの球根）を贈呈する人権擁護委員



人権マスコットまもるくんと触れ合う第四小学校2年生の皆さん



第三小学校2年生の皆さんと人権マスコット「まもるくん」との記念写真



第二小学校児童代表から感謝の言葉をいただきました

厚生労働大臣表彰を受章

平成27年12月3日(木)に中富ヒロコさんが、平成27年度障害者自立更生等厚生労働大臣表彰の更生援護功勞者として受章されました。

この表彰は、永年にわたり、身体障害者等の更生援護に尽力し、その功績が特に顕著である人が受けるもので、中富さんは、熊野町身体障害者福祉協会の会長、また熊野町身体障害者相談員として、永年身体障害者の更生援護に貢献されています。これからも、ご活躍ください。



平成27年12月15日に町長を表敬訪問されました。

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
12日(火)	9:30	ふわふわベビー（11ヶ月までの乳児・妊婦）
13日(水)	10:30	子育てなるほど講座「抱っこの子カラ」
15日(金)	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11ヶ月）
19日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
20日(水)	9:30	ばんだの日
22日(金)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
29日(金)	11:00	1月生まれのお誕生会
2月2日(火)	9:30	ふわふわベビー（11カ月までの乳児・妊婦）
2月3日(水)	10:30	子育てなるほど講座「睡眠」

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています。
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
12日(火)	10:30	東部地域健康センター（要申込）
21日(木)	9:30	中央ふれあい館
2月9日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- おひさまルーム
左記日程以外の日の9:30～11:30
- ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）
※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）
- 「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）
絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
- 「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30
パパも「おひさま」デビューしてみませんか？
もちろん、ママとおこさん、おじいちゃんおばあちゃんや里帰りの親子さんもOK！
- お誕生会
毎月1回お誕生月のおこさんをみんなで祝いしています。
- ばんだの日
音楽遊びやミニ工作をして楽しみましょう！保健師に育児相談もできます。
※いずれの事業も変更する場合があります。
※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☒820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
第2土曜日9:30～11:30
〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

連載

障害を知り、共に生きる⑬

「身体障害者補助犬」について

●身体障害者補助犬とは
身体障害者補助犬とは、目・耳・手足に障害のある人の生活をサポートする犬のことです。障害のある人のパートナーであり、ペットではありません。きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできる様々な場所に同伴できます。

▽盲導犬
視覚障害のある人を、障害物をよけながら安全に誘導します。ハーネス（胴輪）をつけています。
聴覚に障害のある人に音を知らせます。
介助犬
手や足などに障害のある人の日常生活動作をサポートします。

●理解とご協力をお願いします。
○仕事中の補助犬には、話しかけたり、勝手にさわったりしないようにしましょう。
○補助犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。
○補助犬は、ユーズの指示に従い待機することができるので、お店などに特別な設備は必要ありません。
○介助犬の受入れの際、ほかのお客様などには、「身体障害者補助犬法」において受入れ義務があること、補助犬の行動や管理はユーズが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めましょう。
○補助犬を同伴していても援助を必要とする場合があります。困っている様子を見かけたら、声をかけ、コミュニケーションをとりましょう。
*「障害を知り、共に生きる」広島県引用（福祉課）

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを開設しています。1月21日(木)午後2時～午後4時
☒スペースぶなの森(貴船2番20号) ☒無料(飲料、材料などは実費) ☒福祉課 ☎820-5605

STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。